

▼受給者証交付の申請からサービス利用を開始するまでの流れ▼

①お住まいの市区町村の窓口にご利用相談

お住まいの市区町村に障害児通所支援の利用についてご相談ください。診断が出ていない、クリニックに受診していない場合は、まずは地元で受診できる医療機関を紹介してもらいます。

②施設見学・体験

施設を見学し、通いやすさやサービス内容、施設の雰囲気を確認。お子さまのニーズにあっているか、体験・面談を通して具体的にご相談ください。希望の曜日、時間の確認も重要です。
あおでは、保護者様が考える、目標や課題、お子様の日々のご様子など、適応行動尺度Vinelandの視点からお伺いします。

③申請

必要書類をそろえて市区町村に申請します。必要な書類は市区町村によって異なりますので、事前に確認する必要があります。

【主な必要書類】

- ・支給申請書
- ・障害児支援利用計画案(相談支援事業所で作成)
- ・発達に支援が必要ながわかる書類(各種手帳や医師などの意見書)
- ・マイナンバー など

※申請から受給者証の発行までに要する時間は自治体によって異なります
(約2週間～2ヶ月程度かかる場合もあります)

※受給者証の発行見込みの時期と実際の通所開始のタイミングは、通所先の児童発達管理責任者と自治体窓口の担当者、利用者の3者で事前に確認が必要です。



④調査・審査

自治体の調査員がお子さまの障害状況の程度や家庭環境、生活状況などに関する聞き取り調査(アセスメント)を行います。

面接調査や訪問調査、サービス利用意向の聞き取りなどが行われ、お子さまに必要なサービスの利用日数や内容について検討されます。

⑤通所支援受給者証の発行

支給が決定したら、障害児通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量などが記載された受給者証が発行されます。

⑥ご契約

受給者証など必要書類をご持参。契約書等にサイン頂いてから、サービス利用を開始することができます。

⑦サービスの利用開始

定期的な面談・トレーニングを通して、お子さまにあった支援計画を随時更新していきます。

【ご利用料金について】

デイサービスのご利用料金は、各世帯年収に応じて決定されます。教材費・おやつ代・イベント参加費などは、別途ご請求させていただきます。その際は、事前にご連絡致します。